

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（第13回）
（書面開催）

配布資料一覧

令和7年5月20日（火）

配付資料：

- 資料 1 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領改正案（溶け込み）
- 資料 2 特定技能外国人が活動を行う事業所が行う産業の分類と特定技能外国人が従事する業務区分で想定する組合せ（案）
- 参考資料 1 工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
- 参考資料 2 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する告示（令和七年五月二十六日 公布・施行予定）
- 参考資料 3 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和四年経済産業省告示第百二十七号）（令和六年九月三十日 改正）
- 参考資料 4 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領改正案（変更履歴付き）
- 参考資料 5 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会申込書（登録法人申請用）

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会
運営要領

平成31年3月26日
令和4年5月25日一部改正
令和4年7月1日一部改正
令和6年9月30日一部改正
令和7年〇月〇日一部改正

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(平成30年12月25日閣議決定)に基づき、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会(以下、「協議・連絡会」という。)の組織及び運営に関し、次のように定める。

(目的)

第一条 協議・連絡会は、構成員相互の連絡及び連携の緊密化を図るとともに、構成員に対する特定技能の在留資格に係る制度の趣旨、外国人材受入れに関する施策などの情報及び優良事例の周知並びに特定技能の在留資格に係る課題の把握及び対応方策についての検討及び協議を行うことにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護並びに特定技能外国人の受入れ状況に係る地域差の発生を抑止に貢献することを目的とする。

(組織)

第二条 協議・連絡会の構成員は、次に掲げる者とする。

- 一 経済産業省
- 二 法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省(以下「制度関係機関」という。)

- 三 工業製品製造業分野（以下、「製造業分野」という。）の特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関又は特定技能所属機関になろうとする本邦の公私の機関
 - 四 地方公共団体、経済団体その他の団体（前号に該当する機関を除く。）であって、協議・連絡会の目的に賛同し、協議・連絡会の行う情報把握や周知等に協力するもの
 - 五 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第127号）（以下「上乘せ基準告示」という。）第4条の登録を受けた法人
- 2 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、前項に規定する者のほか、必要と認める者をオブザーバーとして協議・連絡会に加えることができる。

（構成員の義務）

- 第三条 前条第1項第3号に該当するものとして構成員となった者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
- 一 協議・連絡会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査等に対する協力を行うこと
 - 二 上乘せ基準告示第2条第1項第1号、第11号又は第49号に掲げる産業を行っている場合は、協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること
- 2 前条第1項第4号に該当するものとして構成員となった者は、協議・連絡会の求めに応じ、協議・連絡会が行う情報の周知及び調査に協力するよう、努めるものとする。
- 3 前条第1項第5号に該当するものとして構成員となった者は、第7条に規定する協議又は連絡等の協議会の活動に対し、必要な協力を行うものとする。

(主宰)

第四条 協議・連絡会は、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官が共同で主宰する。

- 2 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は会務を総理し、協議・連絡会を代表する。
- 3 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官に事故その他やむを得ない事情があるときは、経済産業省大臣官房審議官（雇用・人材担当）がその職務を代理する。

(事務局)

第五条 協議・連絡会の庶務は、経済産業省製造産業局総務課及び商務情報政策局総務課、商務・サービスグループ消費・流通政策課が共同で処理し、製造産業局金属課、素材産業課、生活製品課、産業機械課、素形材産業室、商務情報政策局情報産業課及び商務・サービスグループ文化創造産業課がこれを補助する。

(会議の招集)

第六条 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。

- 2 前項の場合において、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、構成員及びオブザーバーのうち、会議の議事に関係する者のみを招集することができる。
- 3 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 4 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、議事の内容を記載した書面又は電子メールの送付その他の方法により構成員に周知することにより、会議の開催に代えることができる。

(協議・連絡等)

第七条 協議・連絡会は、製造業分野の特定技能外国人の受入れに係る実情を踏まえ、次に掲げる事項について協議又は連絡等を行う。

- 一 特定技能外国人の受入状況、課題及び不正行為の状況並びに対応策
 - 二 特定技能外国人の受入れに係る優良事例
 - 三 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することを防止することに資する措置
 - 四 事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置
 - 五 その他特定技能外国人の適正な受入れ及び外国人保護に資する情報及び取組
- 2 会議において、構成員は、オブザーバーの意見を求めることができるほか、オブザーバーは自ら意見をすることができる。

(議事の公開等)

第八条 会議は、原則として公開とする。ただし、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官が、会議の議事の内容に鑑み、公開とすべきでないとする場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に基づき、議事を公開しない場合には、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、議事を公開しないこととした理由を公開するものとする。ただし、その理由を公開することが、個人若しくは法人の権利利益を著しく害する場合又は他国との信頼関係が損なわれるおそれがある場合、公にすることにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合その他公益を損なうおそれがある場合は、この限りでない。

(分科会の開催)

第九条 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、製造業分野及び地域における人手不足の状況その他の製造業分野の特定技能に係る在留制度を取り巻く状況を踏まえ、協議・連絡会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の構成員は、次に掲げる者とする。

一 経済産業省

二 当該分科会の趣旨に鑑み経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官が参加を依頼する制度関係機関

三 当該分科会の趣旨に鑑み経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官が指名する者（第2条第1項第3号、第4号又は第5号に該当するものとして協議・連絡会の構成員となった者に限る。）

3 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、前項に規定する者のほか、必要と認める者をオブザーバーとして分科会に加えることができる。

4 分科会は、第7条に掲げる事項について協議を行うことができる。ただし、軽微な事項を除き、協議・連絡会において協議を整える。

5 分科会を置く場合、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、この運営要領とは別に、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官に代わり会務を総理する者がその他の分科会を開催するために必要な事項を定めることができる。

6 第6条及び前条の規定は、分科会に準用する。この場合において、「経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官」とあるのは「経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官に代わり会務を総理する者」と読み替えるものとする。

(入会)

第十条 協議・連絡会の構成員になろうとする者（第2条第1項第3号又は第4号に掲げる者に限る。）は、経済産業省が定める方法により、次に掲げる事項を事務局宛に届け出なければならない。ただし、第2条第1項第4号に掲げる者は、第2号に掲げる事項を届け出ることゝ要しない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定技能外国人を勤務させる事業所及びその住所並びにその事業所で行う産業の分類（製造業分野に該当する産業に限る。）

三 その他別に定める申請様式で定める事項

2 第2条第1項第3号に掲げる者は、前項の届出の際、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第4号イからワのいずれにも該当しない旨の申出書及び第3条第1項の規定を遵守する旨の誓約書を提出するものとする。

3 第2条第1項第3号に掲げる者のうち、上乘せ基準告示第2条第1項第1号、第11号又は第49号に掲げる産業を行っている場合は、協議会において協議が調った事項に関する措置を講じているものとする。

4 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、次に掲げる場合には、第1項の届出を行った者（第2条第1項第3号に掲げる者に限る。）が協議・連絡会の構成員となることを拒否するものとする。

一 第1項の届出を行った者に係る特定技能外国人を勤務させる事業所において、製造業分野に該当する産業を行っていないと認めるとき

二 第1項の届出を行った者が、第14条第1項第1号から第3号のいずれかに該当するものとして同項の規定により除名された日から一年を経過しない者であるとき

- 三 第1項の届出が、第2条第1項第5号に掲げる者が上乘せ基準告示第4条の登録を受けた日以降に行われたとき
- 5 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、協議・連絡会の目的に鑑み、第1項の届出を行った者（第2条第1項第4号に掲げる者に限る。以下この項において同じ。）を協議・連絡会の構成員とすることが著しく適当でないと判断した場合には、第1項の届出を行った者が協議・連絡会の構成員となることを拒否するものとする。
- 6 協議・連絡会の構成員になろうとする者（第2条第1項第5号に掲げる者に限る。）は、上乘せ基準告示第5条の登録を申請し、同告示第4条1項の登録を受けるものとする。

（変更）

- 第十一条 協議・連絡会の構成員（第2条第1項第3号又は第4号に掲げる者に限る。）は、前条第1項の規定により事務局に届けた事項を変更しようとするときは、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。
- 2 協議・連絡会の構成員（第2条第1項第5号に掲げる者に限る。）は、上乘せ基準告示第8条の変更を届け出たときは、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。

（構成員資格の更新）

- 第十二条 第2条第1項第3号に該当するものとして構成員となった者は、毎年度、事務局が行う構成員資格の更新の意思の確認に対し、更新の意思を表示することをもって、その構成員資格を更新するものとする。
- 2 前項の表示を行わない者は、その構成員資格を失う。
- 3 事務局は、構成員に対するその他の事項の調査等と合わせて、第1項の確認を行うことができる。

(退会)

第十三条 協議・連絡会の構成員は、協議・連絡会を退会する場合には、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定に関わらず、製造業分野の特定技能外国人を現に雇用している特定技能所属機関は、当該特定技能外国人を雇用する間、退会を届け出ることはいできない。

(除名)

第十四条 第2条第1項第3号に該当するものとして構成員となった者が次のいずれかに該当するに至ったときは、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、当該構成員を除名することができる。

一 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第4号イからワのいずれかに該当することとなったとき

二 第3条第1項の規定に違反したとき

三 不正の手段により構成員になったとき

四 事業内容の変更等により、第10条第1項の規定に基づき届け出た同項第2号に掲げる事業所(第11条の規定により変更の届出をした場合にあつては、当該変更後の第10条第1項第2号に掲げる事業所)の全てにおいて、製造業分野に該当する産業を行わなくなったとき

2 第2条第1項第4号に該当するものとして構成員となった者が、協議・連絡会の目的に鑑み、著しく適当でない行為を行ったときは、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、当該構成員を除名することができる。

3 第2条第1項第5号に該当するものとして構成員となった者が次のいずれかに該当するに至ったときは、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、当該構成員を除名することができる。

- 一 上乗せ基準告示第10条の規定に該当することとなったとき
 - 二 第3条第3項の規定に違反したとき
 - 三 不正の手段により構成員になったとき
- 4 第1項又は第3項の規定により、構成員を除名した場合であつて、事務局が特定技能外国人の適正な受入れ及び保護のために特に必要と認めるときは、除名した事実を直ちに法務省に報告するものとする。

(協議・連絡会と制度関係機関の連携)

第十五条 協議・連絡会は、報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の活動の中で、特定技能の在留資格に係る出入国管理及び難民認定法又は関係法令の規定に違反する事例を覚知したときは、適切に制度関係機関に情報提供を行うものとする。

(雑則)

第十六条 協議会は、必要に応じて、本要領の規定の見直しを行う。

- 2 前各条に定めるもののほか、協議・連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局において別途定める。

■特定技能外国人が活動を行う事業所が行う産業の分類と特定技能外国人が従事する業務区分で想定する組合せ

分類番号	分類項目名	特定技能外国人が従事する業務区分								
		機械金属加工	電気電子機器 組立て	金属表面処理	紙器・段ボール箱製造	コンクリート 製品製造	R P F 製造	陶磁器製品 製造	印刷・製本	紡織製品製造
11	繊維工業								○	○
141	バルブ製造業	○	○		○				○	
1421	洋紙製造業	○	○		○				○	
1422	板紙製造業	○	○		○				○	
1423	機械すき紙製造業	○	○		○				○	
1431	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）	○	○		○				○	
1432	段ボール製造業	○	○		○				○	
144	紙製品製造業	○	○		○				○	
145	紙製容器製造業	○	○		○				○	
149	その他のバルブ・紙・紙加工品製造業	○	○		○				○	
15	印刷・同関連業								○	
18	プラスチック製品製造業	○	○	○					○	
2123	コンクリート製品製造業					○				
2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業						○			
2143	陶磁器製置物製造業						○			
2211	高炉による製鉄業	○								
2212	高炉によらない製鉄業	○								
2221	製鋼・製鋼圧延業	○								
2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	○								
2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	○								
2234	鋼管製造業	○								
2291	鉄鋼シャースリット業	○								
2299	他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）	○								
2441	鉄骨製造業	○								
2443	金属製サッシ・ドア製造業	○		○						
2446	製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）	○								
2461	金属製品塗装業	○								
2499	他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）	○								
3299	他に分類されないその他の製造業（ただし、R P F 製造業に限る。）					○				
484	こん包業	○	○		○					
2194	鋳型製造業（中子を含む）	○								
225	鉄表形材製造業	○								
235	非鉄金属素形材製造業	○								
2422	機械刃物製造業	○								
2424	作業工具製造業	○								
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）	○								
245	金属素形材製品製造業	○								
2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）			○						
2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）			○						
2465	金属熱処理業	○								
2469	その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）			○						
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	○								
25	はん用機械器具製造業（ただし、2591消火器具・消火装置製造業を除く。）	○								
26	生産用機械器具製造業	○								
27	業務用機械器具製造業（ただし、274医療用機械器具・医療用品製造業及び276武器製造業を除く。）	○								
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	○	○	○				○		
29	電気機械器具製造業（ただし、2922内燃機関電装品製造業を除く。）	○	○	○				○		
30	情報通信機械器具製造業	○	○	○				○		
3295	工業用模型製造業	○								

※想定する組合せに○を記載。なお、○がない組合せによる受入れは、事業所が行う産業の実態や特定技能外国人が従事する作業の内容等によってはあり得る。

工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）

2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

製造業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

（生産性向上のための取組）

各企業及び業界では、①生産プロセスの見える化等の工場のデジタル化、I o T・A I 等の活用による生産プロセスの刷新等といった生産現場の改善徹底や、②研修・セミナー等の人材育成等による生産性向上のための取組を実施している。

また、経済産業省としても、企業による設備投資や I T 導入を支援する施策により、企業による生産性向上の取組を支援している。

こうした取組の結果、製造業（飲食料品製造業を除く。）の生産性は、平成 30 年から令和 4 年まで、年平均約 1 % 向上している（推計値）。

（国内人材確保のための取組）

各企業及び業界では、①女性や高齢者も働きやすい職場環境及び人事制度の整備や、②適正取引の推進等による適正な賃金水準の確保等に取り組んでいる。

また、経済産業省としても、①中小企業の多様な人材活用を促す「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」（令和 5 年 6 月中小企業庁）の普及、②賃上げ促進税制や価格転嫁の推進に加え、省力化投資等の生産性向上のための支援による賃上

げを通じて、企業による国内人材確保の取組を促進している。

こうした取組の結果、製造業（飲食料品製造業を除く。）の就業者に占める女性及び65歳以上の者の比率は、平成29年には約32.6%であったのに対し、令和3年には約32.7%に微増している。

（3）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

製造業分野に係る職種における有効求人倍率（令和4年度）は、例えば、鋳物製造工6.83倍、金属熱処理工6.03倍、鍛造工5.89倍、計量計測機器組立工7.33倍、プラスチック製品製造工5.21倍、鉄工、製缶工5.72倍となっており、深刻な人手不足の状況にある。

製造業（飲食料品製造業を除く。）については、デジタル化の進展等により、今後も半導体、産業機械、素材産業等を中心に成長が見込まれる中、令和4年度の人手不足数は、製造業分野に関連する有効求人数と有効求職者数の差や未充足人数から算出すると15万1,300人である。今後、年0.73%程度と予測される製造業（飲食料品製造業を除く。）の需要拡大とこれに伴う労働需要の拡大が続くと、令和10年度には426万4,300人の就業者が必要となり、42万4,300人程度の人手不足が生じるものと推計される。

今後も製造業分野における労働需要は増加するものと見込まれ、かかる要因による人手不足が早急に改善できる見通しは立っていない。

製造業分野は、我が国の国民生活に不可欠な分野であり、同分野の基盤を維持し、持続的な発展を図るためには、製造業分野について一定の専門性・技能を有し、現場の状況に応じて作業手順を自ら考え作業を実施することができる即戦力の外国人を受け入れることが必要不可欠である。

（4）受入れ見込数

製造業分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で17万3,300人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、製造業分野において、令和10年度には42万4,300人程度の人手不足が見込まれる中、工場のデジタル化による5年間で3～4%程度の労働効率化による生産性向上（5年間で15万7,900人程度）や、職場環境及び人事制度の整備による追加的な国内人材の確保（5年間で9万3,100人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる最大17万3,300人を1号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、製造業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

（1）1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

別表1 a. 試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 日本語能力水準

（ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

（イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

（2）2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

別表2 a. 試験区分（3（2）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 実務経験

日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務経験を要件とする。

4 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

（1）経済産業大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

（2）一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、経済産業大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（1）特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人）

別表1 b. 業務区分（5（1）ア関係）の欄に掲げる業務とする。

イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人）

別表2 b. 業務区分（5（1）イ関係）の欄に掲げる業務とする。

（2）製造業分野の特性を踏まえて特に講じる措置

ア 製造事業者団体等に対して特に課す条件

製造業分野は多数の専門職種に分かれており、製造事業者団体も多数に分かれていること等から、特定技能外国人の受入れに係る製造事業者団体等は、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するため、共同して以下の取組を実施する団体を設けること。

- ・ 製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた共同ルール策定及び遵守状況の確認
- ・ 海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施等

イ 特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ① 特定技能所属機関は、生産性向上及び国内人材確保のための取組を行っていること。
- ② 特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れに関するアの団体に所属すること。
- ③ 特定技能所属機関は、「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」（以下「協議会」という。）において協議が調った措置を講じること。
- ④ 特定技能所属機関は、経済産業省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑤ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を実施すること。
- ⑥ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

経済産業省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、経済産業省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

経済産業省は、協議会等と連携し、取組に地域差が生じないように、本制度の趣旨や情報、優良事例を全国的に周知する。また、公式統計等を踏まえ、地方における人手不足の状況を把握し、必要な関連施策を講じる等の確に対応する。

6 経過措置

(1) 試験区分について

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表 a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなす。

旧試験区分	新試験区分
製造分野特定技能1号評価試験（ casting ）	製造分野特定技能1号評価試験（機械金属加工）

製造分野特定技能 1 号評価試験（鍛造）	製造分野特定技能 1 号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能 1 号評価試験（ダイカスト）	製造分野特定技能 1 号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能 1 号評価試験（機械加工）	製造分野特定技能 1 号評価試験（機械金属加工） 製造分野特定技能 1 号評価試験（電気電子機器組立て）
製造分野特定技能 1 号評価試験（金属プレス加工）	製造分野特定技能 1 号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能 1 号評価試験（鉄工）	製造分野特定技能 1 号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能 1 号評価試験（工場板金）	製造分野特定技能 1 号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能 1 号評価試験（めっき）	製造分野特定技能 1 号評価試験（金属表面処理）
製造分野特定技能 1 号評価試験（アルミニウム陽極酸化処理）	製造分野特定技能 1 号評価試験（金属表面処理）
製造分野特定技能 1 号評価試験（仕上げ）	製造分野特定技能 1 号評価試験（機械金属加工） 製造分野特定技能 1 号評価試験（電気電子機器組立て）
製造分野特定技能 1 号評価試験（機械検査）	製造分野特定技能 1 号評価試験（機械金属加工） 製造分野特定技能 1 号評価試験（電気電子機器組立て）
製造分野特定技能 1 号評価試験（機械保全）	製造分野特定技能 1 号評価試験（機械金属加工） 製造分野特定技能 1 号評価試験（電気電子機器組立て）
製造分野特定技能 1 号評価試験（電子機器組立て）	製造分野特定技能 1 号評価試験（電気電子機器組立て）
製造分野特定技能 1 号評価試験（電気機器組立て）	製造分野特定技能 1 号評価試験（機械金属加工） 製造分野特定技能 1 号評価試験（電気電子機器組立て）
製造分野特定技能 1 号評価試験（プリント配線板製造）	製造分野特定技能 1 号評価試験（電気電子機器組立て）

製造分野特定技能 1 号評価試験（プラスチック成形）	製造分野特定技能 1 号評価試験（機械金属加工） 製造分野特定技能 1 号評価試験（電気電子機器組立て）
製造分野特定技能 1 号評価試験（塗装）	製造分野特定技能 1 号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能 1 号評価試験（溶接）	製造分野特定技能 1 号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能 1 号評価試験（工業包装）	製造分野特定技能 1 号評価試験（機械金属加工） 製造分野特定技能 1 号評価試験（電気電子機器組立て）

（２）特定技能所属機関に対して特に課す条件について

運用方針 5（２）アに基づき設置される特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する団体が事業を開始してから経済産業省が定める一定の期間を経過するまでの間は、運用方針 5（２）イ特定技能所属機関に対して特に課す条件については、なお従前の例による。

別表 1

項番	a. 試験区分（3（1）ア関係）	b. 業務区分（5（1）ア関係）
1	製造分野特定技能1号評価試験 （機械金属加工）	機械金属加工（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事。）
2	製造分野特定技能1号評価試験 （電気電子機器組立て）	電気電子機器組立て（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事。）
3	製造分野特定技能1号評価試験 （金属表面処理）	金属表面処理（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事。）
4	製造分野特定技能1号評価試験 （紙器・段ボール箱製造）	紙器・段ボール箱製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紙器・段ボール箱の製造工程の作業に従事。）
5	製造分野特定技能1号評価試験 （コンクリート製品製造）	コンクリート製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事。）
6	製造分野特定技能1号評価試験 （RPF製造）	RPF製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、破碎・成形等の作業に従事。）
7	製造分野特定技能1号評価試験 （陶磁器製品製造）	陶磁器製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、陶磁器製品の製造工程の作業に従事。）
8	製造分野特定技能1号評価試験 （印刷・製本）	印刷・製本（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の作業に従事。）
9	製造分野特定技能1号評価試験 （紡織製品製造）	紡織製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紡織製品の製造工程の作業に従事。）
10	製造分野特定技能1号評価試験 （縫製）	縫製（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事。）

別表 2

項番	a. 試験区分（3（2）ア関係）	b. 業務区分（5（1）イ関係）
1	製造分野特定技能2号評価試験（機械金属加工） 及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（鋳造） 技能検定1級（鍛造） 技能検定1級（ダイカスト） 技能検定1級（機械加工） 技能検定1級（金属プレス加工） 技能検定1級（鉄工） 技能検定1級（工場板金） 技能検定1級（仕上げ） 技能検定1級（機械検査） 技能検定1級（機械保全） 技能検定1級（電気機器組立て） 技能検定1級（プラスチック成形） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（工業包装） 技能検定1級（金属熱処理）	機械金属加工（複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理。）
2	製造分野特定技能2号評価試験（電気電子機器組立て）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（機械加工） 技能検定1級（仕上げ） 技能検定1級（機械検査） 技能検定1級（機械保全） 技能検定1級（電子機器組立て） 技能検定1級（電気機器組立て） 技能検定1級（プリント配線板製造） 技能検定1級（プラスチック成形） 技能検定1級（工業包装）	電気電子機器組立て（複数の技能者を指導しながら、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事し、工程を管理。）
3	製造分野特定技能2号評価試験（金属表面処理）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（めっき） 技能検定1級（アルミニウム陽極酸化処理）	金属表面処理（複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理。）

○経済産業省告示第 号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第七号及び第二条第一項第十三号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月二十六日

経済産業大臣 武藤 容治

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和四年経済産業省告示第百二十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)</p> <p>第三条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行っていること。</p> <p>二 第四条の登録を受けた法人の構成員とな</p>	<p>(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)</p> <p>第三条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>(新設)</p> <p>一 経済産業省の組織する製造業特定技能外</p>

り、同条第一号イに規定する行動規範を遵守すること。

- 三| 特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第一項第一号、第十一号又は第四十九号に掲げるものを行っている場合にあつては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調つた事項に関する措置を講ずること。

四| 経済産業省が行う一般的な指導、報告の

| 国人材受入れ協議・連絡会（次号において「協議会」という。）の構成員であること。

- 二| 特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第一項第一号、第十一号又は第四十九号に掲げるものを行っている場合にあつては、協議会において協議が調つた事項に関する措置を講ずること。

三| 経済産業省又は協議会の行う一般的な指

徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査
その他業務に対して必要な協力を行うこ
と。

五| 特定技能外国人に対し、必要に応じて訓
練又は研修を実施すること。

六| 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国
人を製造業分野の実務に従事させたとき
は、当該特定技能外国人からの求めに応
じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約
に係る実務経験を証明する書面を交付する
こと。

(特定技能外国人受入事業実施法人の登録)

第四条 製造業分野における特定技能外国人の

導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴
取、現地調査その他業務に対して必要な協
力を行うこと。

四| 特定技能外国人に対し、必要に応じて訓
練又は研修を実施すること。

五| 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国
人を製造業分野の実務に従事させたとき
は、当該特定技能外国人からの求めに応
じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約
に係る実務経験を証明する書面を交付する
こと。

(新設)

適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。

一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。

イ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用

ロ 法第二条の四第一項で規定する分野別運用方針で定める全ての試験区分における製造分野特定技能評価試験の実施

二 第二条第一項各号又は第二項各号のいずれ

れかに掲げる産業を行う事業所を有する本
邦の公私の機関の組織する団体を構成員と
すること。

三 協議会の構成員となり、協議会に対し必
要な協力を行うこと。

(登録の申請)

第五条 前条の登録を受けようとする者（以下
「登録申請者」という。）は、次に掲げる事
項を記載した申請書を経済産業大臣に提出し
なければならない。

- 一 名称、住所及びその代表者の氏名
- 二 特定技能外国人受入事業の実施体制及び
実施方法に関する事項

(新設)

2 前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者で

(新設)

あるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等待以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうちに次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの

イ 第十条の規定による登録の取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した
当時現に当該取消処分を受けた法人の役員であった者で、当該取消の日から起算して五年を経過しないもの

ロ 第四条の登録の申請の日前五年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働

に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

二 特定技能外国人受入事業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者

三 第十条の規定により登録を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

(登録に関する通知)

第七条 経済産業大臣は、第五条第一項に規定する申請書の提出を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を遅滞なく登録申請者に通知しなければならない。

(新設)

(変更の届出)

第八条 第四条の登録を受けた者(以下「登録法人」という。)は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その変更の生じた年月日を記載して、その旨を遅滞なく経済産業大臣に届け出なければならない。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(報告の徴収等)

第九条 経済産業大臣は、登録法人の特定技能外国人受入事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導を

(新設)

(新設)

することができる。

(登録の取消し)

第十条 経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第六条第一号又は第二号に該当するに至ったとき。

二 第八条第一項の規定に違反したとき。

三 不正の手段により第四条の登録を受けたとき。

四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を

(新設)

取り消したときは、その旨及びその理由を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。

(公表)

第十一条 経済産業大臣は、第四条の登録をしたとき又は登録法人から第八条第一項の規定による変更の届出（第五条第一項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、登録法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一 名称、住所及びその代表者の氏名

二 登録をした年月日又は登録法人が変更を

した年月日

(新設)

2| 経済産業大臣は、前条第一項の規定により
登録を取り消したときは、当該登録を取り消
された者に係る次に掲げる事項を公表するも
のとする。

一| 名称、住所及びその代表者の氏名

二| 登録をした年月日

三| 登録を取り消した年月日

3| 前二項の公表は、インターネットの利用そ
の他の適切な方法によつて行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が、この告示による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準第三条第一号に規定する協議会の構成員である場合における当該本邦の公私の機関に係る基準については、同条の規定は、この告示の施行の日以後初めてこの告示による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（以下この条において「新告示」という。）第四条の規定により経済産業大臣が登録をした日から起算して六月を経過した日の前日までの間は、なおその効力を有する。

2 前項の場合には、新告示第三条の規定は、適用しない。

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和四年経済産業省告示第二百二十七号）

最終改正 令和六年九月三十日

（特定技能に係る上陸のための条件）

第一条 工業製品製造業分野（以下単に「製造業分野」という。）に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号の告示で定める基準は、申請人が、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

（特定技能雇用契約の内容の基準）

第二条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- 一 中分類一一―繊維工業
- 二 小分類一四一―パルプ製造業
- 三 細分類一四二一―洋紙製造業
- 四 細分類一四二二―板紙製造業

- 五 細分類一四二三―機械すき和紙製造業
- 六 細分類一四三一―塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
- 七 細分類一四三二―段ボール製造業
- 八 小分類一四四―紙製品製造業
- 九 小分類一四五―紙製容器製造業
- 十 小分類一四九―その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
- 十一 中分類一五―印刷・同関連業
- 十二 中分類一八―プラスチック製品製造業
- 十三 細分類二一二三―コンクリート製品製造業
- 十四 細分類二一四二―食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
- 十五 細分類二一四三―陶磁器製置物製造業
- 十六 細分類二一九四―鋳型製造業（中子を含む）

- 十七 細分類二二一一―高炉による製鉄業
- 十八 細分類二二一二―高炉によらない製鉄業
- 十九 細分類二二二一―製鋼・製鋼圧延業
- 二十 細分類二二三一―熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- 二十一 細分類二二三二―冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- 二十二 細分類二二三四―鋼管製造業
- 二十三 小分類二二五―鉄素形材製造業
- 二十四 細分類二二九一―鉄鋼シャースリット業
- 二十五 細分類二二九九―他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）
- 二十六 小分類二三五―非鉄金属素形材製造業
- 二十七 細分類二四二二―機械刃物製造業
- 二十八 細分類二四二四―作業工具製造業

二十九 細分類二四三一―配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）

三十 細分類二四四一―鉄骨製造業

三十一 細分類二四四三―金属製サッシ・ドア製造業

三十二 細分類二四四六―製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）

三十三 小分類二四五―金属素形材製品製造業

三十四 細分類二四六一―金属製品塗装業

三十五 細分類二四六二―溶融めつき業（表面処理鋼材製造業を除く）

三十六 細分類二四六四―電気めつき業（表面処理鋼材製造業を除く）

三十七 細分類二四六五―金属熱処理業

三十八 細分類二四六九―その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）

三十九 小分類二四八―ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業

四十 細分類二四九九―他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）

四十一 中分類二五―はん用機械器具製造業（ただし、細分類二五九―消火器具・消火装置製造業を除く。）

四十二 中分類二六―生産用機械器具製造業

四十三 中分類二七―業務用機械器具製造業（ただし、小分類二七四―医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類二七六―武器製造業を除く。）

四十四 中分類二八―電子部品・デバイス・電子回路製造業

四十五 中分類二九―電気機械器具製造業（ただし、細分類二九二―内燃機関電装品製造業を除く。）

四十六 中分類三〇―情報通信機械器具製造業

四十七 細分類三二九五―工業用模型製造業

四十八 細分類三二九九―他に分類されないその他の製造業（ただし、RPF製造業に限る。）

四十九 小分類四八四―こん包業

2 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

一 細分類二一九四―鋳型製造業（中子を含む）

二 小分類二二五―鉄素形材製造業

三 小分類二三五―非鉄金属素形材製造業

四 細分類二四二二―機械刃物製造業

- 五 細分類二四二四―作業工具製造業
- 六 細分類二四三一―配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
- 七 小分類二四五―金属素形材製品製造業
- 八 細分類二四六二―溶融めつき業（表面处理鋼材製造業を除く）
- 九 細分類二四六四―電気めつき業（表面处理鋼材製造業を除く）
- 十 細分類二四六五―金属熱処理業
- 十一 細分類二四六九―その他の金属表面处理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
- 十二 小分類二四八―ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- 十三 中分類二五―はん用機械器具製造業（ただし、細分類二五九―消火器具・消火装置製造業を除く。）
- 十四 中分類二六―生産用機械器具製造業

十五 中分類二七―業務用機械器具製造業（ただし、小分類二七四―医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類二七六―武器製造業を除く。）

十六 中分類二八―電子部品・デバイス・電子回路製造業

十七 中分類二九―電気機械器具製造業（ただし、細分類二九二―内燃機関電装品製造業を除く。）

十八 中分類三〇―情報通信機械器具製造業

十九 細分類三二九五―工業用模型製造業

（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）

第三条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一 経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（次号において「協議

会」という。)の構成員であること。

二 特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第一項第一号、第十一号又は第四十九号に掲げるものを行っている場合にあつては、協議会において協議が調つた事項に関する措置を講ずること。

三 経済産業省又は協議会の行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。

四 特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。

五 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年法務省令第三十号）の施行の日から施行する。

(経済産業省告示の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

一 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件（平成三十一年経済産業省告示第五十七号）

二 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、産業機械製造業分

野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件（平成三十一年経済産業省告示第五十八号）

三 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、電気・電子情報関連産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件（平成三十一年経済産業省告示第五十九号）

改正文（令和四年経済産業省告示第七十七号） 抄

公布の日から施行する。

附 則（令和五年経済産業省告示第百十三号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一 本邦において出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人からされた同法第七条の二第一項の規定による証明書の交付の申請であつて、この告示の施行の際、交付をすらかどうかの処分がされていないもの

二 在留資格を有する外国人からされた入管法第二十条第二項の規定による特定技能の在留資格への変更の申請であつて、この告示の施行の際、同条第三項の規定による許可をすらかどうかの処分がされていないもの

三 特定技能の在留資格をもつて本邦に在留する外国人からされた入管法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請であつて、この告示の施行の際、同条第三項の規定による

許可をするかどうかの処分がされていないもの

第三条 施行日前に、この告示による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準に適合するとして入管法第七条の二第一項に基づき交付した証明書は、この告示による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（以下「新基準」という。）に適合するものとして同項に基づき交付した証明書とみなす。

第四条 次の各号のいずれかに該当する者の在留資格については、なお従前の例による。

- 一 この告示の施行の際現に特定技能の在留資格をもって本邦に在留する者
- 二 附則第二条第一号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第七

条の二第一項の規定に基づき交付を受けた証明書を所持し、施行日以後に同法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印を受けた者

三 附則第二条第二号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第二十条第三項の規定による許可を受けた者

四 附則第二条第三号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第二十一条第三項の規定による許可を受けた者

五 施行日前に附則第三条の規定により新基準に適合するとして入管法第七条の二第一項に基づき交付した証明書とみなされることとなる証明書の交付を受け、施行日以後に同法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印を受けた者

附 則（令和六年経済産業省告示第七十七号）

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年経済産業省告示第百五十四号）

この告示は、公布の日から施行する。

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会 運営要領

平成31年3月26日
令和4年5月25日一部改正
令和4年7月1日一部改正
令和6年9月30日一部改正
令和7年〇月〇日一部改正

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(平成30年12月25日閣議決定)に基づき、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会(以下、「協議・連絡会」という。)の組織及び運営に関し、次のように定める。

(目的)

第一条 協議・連絡会は、構成員相互の連絡及び連携の緊密化を図るとともに、構成員に対する特定技能の在留資格に係る制度の趣旨、外国人材受入れに関する施策などの情報及び優良事例の周知並びに特定技能の在留資格に係る課題の把握及び対応方策についての検討及び協議を行うことにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護並びに特定技能外国人の受入れ状況に係る地域差の発生を抑止に貢献することを目的とする。

(組織)

第二条 協議・連絡会の構成員は、次に掲げる者とする。

- 一 経済産業省
- 二 法務省、警察庁、外務省及び、厚生労働省及び国家公安委員会(以下「制度関係機関」という。)

三 工業製品製造業分野（以下、「製造業分野」という。）の特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関又は特定技能所属機関になろうとする本邦の公私の機関

四 地方公共団体、経済団体その他の団体（前号に該当する機関を除く。）であって、協議・連絡会の目的に賛同し、協議・連絡会の行う情報把握や周知等に協力するもの

五 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第127号）（以下「上乘せ基準告示」という。）第4条の登録を受けた法人

2 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、前項に規定する者のほか、必要と認める者をオブザーバーとして協議・連絡会に加えることができる。

（構成員の義務）

第三条 前条第1項第3号に該当するものとして構成員となった者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

一 協議・連絡会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査等に対する協力を行うこと

~~二 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第127号）（以下「上乘せ基準告示」という。）第2条第1項第1号、第11号又は第49号に掲げる産業を行っている場合は、協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること~~

2 前条第1項第4号に該当するものとして構成員となった者は、協議・連絡会の求めに応じ、協議・連絡会が行う情報の周知及び調査に協力するよう、努めるものとする。

3 前条第1項第5号に該当するものとして構成員となった者は、第7条に規定する協議又は連絡等の協議会の活動に対し、必要な協力を行うものとする。

(主宰)

第四条 協議・連絡会は、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官が共同で主宰する。

- 2 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は会務を総理し、協議・連絡会を代表する。
- 3 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官に事故その他やむを得ない事情があるときは、経済産業省大臣官房審議官（雇用・人材担当）がその職務を代理する。

(事務局)

第五条 協議・連絡会の庶務は、経済産業省製造産業局総務課及び商務情報政策局総務課、商務・サービスグループ消費・流通政策課が共同で処理し、製造産業局金属課、素材産業課、生活製品課、産業機械課、素形材産業室、商務情報政策局情報産業課及び商務・サービスグループ文化創造産業課がこれを補助する。

(会議の招集)

第六条 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。

- 2 前項の場合において、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、構成員及びオブザーバーのうち、会議の議事に関係する者のみを招集することができる。
- 3 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。

- 4 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、議事の内容を記載した書面又は電子メールの送付その他の方法により構成員に周知することにより、会議の開催に代えることができる。

(協議・連絡等)

第七条 協議・連絡会は、製造業分野の特定技能外国人の受入に係る実情を踏まえ、次に掲げる事項について協議又は連絡等を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れ状況、課題及び不正行為の状況並びに対応策
 - 二 特定技能外国人の受入に係る優良事例
 - 三 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することを防止することに資する措置
 - 四 事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置
 - 五 その他特定技能外国人の適正な受入れ及び外国人保護に資する情報及び取組
- 2 会議において、構成員は、オブザーバーの意見を求めることができるほか、オブザーバーは自ら意見をすることができる。

(議事の公開等)

第八条 会議は、原則として公開とする。ただし、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官が、会議の議事の内容に鑑み、公開とすべきでないとする場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に基づき、議事を公開しない場合には、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、議事を公開しないこととした理由を公開するものとする。ただし、その理由を公開することが、個人若しくは法人の権利利益を著しく害する場合又は他国との信頼関係が損なわれるおそれがある場合、公にすることにより率直な意見の交換が不当に

損なわれるおそれがある場合その他公益を損なうおそれがある場合は、この限りでない。

(分科会の開催)

第九条 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、製造業分野及び地域における人手不足の状況その他の製造業分野の特定技能に係る在留制度を取り巻く状況を踏まえ、協議・連絡会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の構成員は、次に掲げる者とする。

一 経済産業省

二 当該分科会の趣旨に鑑み経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官が参加を依頼する制度関係機関

三 当該分科会の趣旨に鑑み経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官が指名する者（第2条第1項第3号、又は第4号又は第5号に該当するものとして協議・連絡会の構成員となった者に限る。）

3 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、前項に規定する者のほか、必要と認める者をオブザーバーとして分科会に加えることができる。

4 分科会は、第7条に掲げる事項について協議を行うことができる。ただし、軽微な事項を除き、協議・連絡会において協議を整える。

5 分科会を置く場合、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、この運営要領とは別に、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官に代わり会務を総理する者がその他の分科会を開催するために必要な事項を定めることができる。

6 第6条及び前条の規定は、分科会に準用する。この場合において、「経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官」とあるのは「経済産業省製造産業局長、商務情報

政策局長及び商務・サービス審議官に代わり会務を総理する者」と読み替えるものとする。

(入会)

第十条 協議・連絡会の構成員になろうとする者（第2条第1項第3号又は第4号に掲げる者に限る。）は、経済産業省が定める方法により、次に掲げる事項を事務局宛に届け出なければならない。ただし、第2条第1項第4号に掲げる者は、第2号に掲げる事項を届け出ることを要しない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定技能外国人を勤務させる事業所及びその住所並びにその事業所で行う産業の分類（製造業分野に該当する産業に限る。）

三 その他別に定める申請様式で定める事項

2 第2条第1項第3号に掲げる者は、前項の届出の際、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第4号イからワのいずれにも該当しない旨の申出書及び第3条第1項の規定を遵守する旨の誓約書を提出するものとする。

3 第2条第1項第3号に掲げる者のうち、上乘せ基準告示第2条第1項第1号、第11号又は第49号に掲げる産業を行っている場合は、協議会において協議が調った事項に関する措置を講じているものとする。

4 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、次に掲げる場合には、第1項の届出を行った者（第2条第1項第3号に掲げる者に限る。）が協議・連絡会の構成員となることを拒否するものとする。

一 第1項の届出を行った者に係る特定技能外国人を勤務させる事業所において、製造業分野に該当する産業を行っていないと認めるとき

二 第1項の届出を行った者が、第14条第1項第1号から第3号のいずれかに該当するものとして同項の規定により除名された日から一年を経過しない者であるとき

三 第1項の届出が、第2条第1項第5号に掲げる者が上乗せ基準告示第4条の登録を受けた日以降に行われたとき

5 経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、協議・連絡会の目的に鑑み、第1項の届出を行った者（第2条第1項第4号に掲げる者に限る。以下この項において同じ。）を協議・連絡会の構成員とすることが著しく適当でないと判断した場合には、第1項の届出を行った者が協議・連絡会の構成員となることを拒否するものとする。

6 協議・連絡会の構成員になろうとする者（第2条第1項第5号に掲げる者に限る。）は、上乗せ基準告示第5条の登録を申請し、同告示第4条1項の登録を受けけるものとする。

（変更）

第十一条 協議・連絡会の構成員（第2条第1項第3号又は第4号に掲げる者に限る。）は、前条第1項の規定により事務局に届けた事項を変更しようとするときは、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。

2 協議・連絡会の構成員（第2条第1項第5号に掲げる者に限る。）は、上乗せ基準告示第8条の変更を届け出たときは、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。

（構成員資格の更新）

第十二条 第2条第1項第3号に該当するものとして構成員となった者は、毎年度、事務局が行う構成員資格の更新の意思の確認に対し、更新の意思を表示することをもって、その構成員資格を更新するものとする。

2 前項の表示を行わない者は、その構成員資格を失う。

- 3 事務局は、構成員に対するその他の事項の調査等と合わせて、第1項の確認を行うことができる。

(退会)

第十三条 協議・連絡会の構成員は、協議・連絡会を退会する場合には、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、製造業分野の特定技能外国人を現に雇用している特定技能所属機関は、当該特定技能外国人を雇用する間、退会を届け出ることはいできない。

(除名)

第十四条 第2条第1項第3号に該当するものとして構成員となった者が次のいずれかに該当するに至ったときは、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、当該構成員を除名することができる。

一 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第4号イからワのいずれかに該当することとなったとき

二 第3条第1項の規定に違反したとき

三 不正の手段により構成員になったとき

四 事業内容の変更等により、第10条第1項の規定に基づき届け出た同項第2号に掲げる事業所（第11条の規定により変更の届出をした場合にあっては、当該変更後の第10条第1項第2号に掲げる事業所）の全てにおいて、製造業分野に該当する産業を行わなくなったとき

- 2 第2条第1項第4号に該当するものとして構成員となった者が、協議・連絡会の目的に鑑み、著しく適当でない行為を行ったときは、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、当該構成員を除名することができる。

3 第2条第1項第5号に該当するものとして構成員となった者が次のいずれかに該当するに至ったときは、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官は、当該構成員を除名することができる。

一 上乗せ基準告示第10条の規定に該当することとなったとき

二 第3条第3項の規定に違反したとき

三 不正の手段により構成員になったとき

4-3 第1項又は第3項の規定により、第2条第1項第3号に該当するものとして構成員になった者構成員を除名した場合であつて、事務局が特定技能外国人の適正な受入れ及び保護のために特に必要と認めるときは、除名した事実を直ちに法務省に報告するものとする。

(協議・連絡会と制度関係機関の連携)

第十五条 協議・連絡会は、報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の活動の中で、特定技能の在留資格に係る出入国管理及び難民認定法又は関係法令の規定に違反する事例を覚知したときは、適切に制度関係機関に情報提供を行うものとする。

(雑則)

第十六条 協議会は、必要に応じて、本要領の規定の見直しを行う。

2 前各条に定めるもののほか、協議・連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局において別途定める。

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会申込書

年 月 日

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会
事務局

法人名 _____

代表者の氏名 _____

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会を以下のとおり申し込みます。

なお、当該協議・連絡会の構成員となった暁には、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領第三条第三項の構成員の義務を遵守することを誓約します。

構 成 員 区 分		製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領第二条第一項第五号に掲げる構成員
法 人 名	フリガナ	
	漢 字	
法 人 番 号		
代表者の氏名	フリガナ	
	漢 字	
事務所の所在地	フリガナ	
	漢 字	
担当者の氏名	フリガナ	
	漢 字	
直 通 電 話		
担当者メールアドレス		